

平成11年度 厚生科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）

母子健康手帳の評価とさらなる活用に関する研究

主任研究者 日暮 真

目 次

[総括研究報告]

母子健康手帳の評価とさらなる活用に関する研究

主任研究者 日暮 真（東京家政大学）

[分担研究報告]

1. 母子健康手帳の変遷に対する歴史的レビューに関する研究

分担研究者 巷野悟郎（こどもの城）

2. 母子健康手帳の国際的活用状況とその評価ならびに改良に関する研究

分担研究者 中村安秀（大阪大学）

3. 母子健康手帳の利用状況と SIDS 予防キャンペーンの保護者への普及
状況についての研究

分担研究者 藤本真一（広島女子大学）

平成11年度 厚生科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）

母子健康手帳の評価とさらなる活用に関する研究

総括研究報告書

主任研究者　日暮　眞　東京家政大学児童学科・教授

研究要旨：本研究は「母子健康手帳」の歴史的レビューと利用状況調査ならびにその評価との2課題である。前者は、昭和23年に制定され今日に至っている「母子健康手帳」の起源を探求し、これからの方に寄与することが目的で資料収集を行った。後者については、初めて利用者の立場からの評価を行った。質問票を工夫することにより、母子健康手帳の利用度（書込率・持参率・紛失率）、母子健康手帳の周知度（内容の理解・読了経験）、母子健康手帳に対する意識（母子健康手帳への満足度）を調査することができた。あわせて、SIDSに関する厚生省キャンペーンに対する保護者の受容行動の変化をみる調査も行った。

分担研究者：巷野　悟郎（子どもの城小児保健部・顧問）
中村　安秀（大阪大学人間科学部・教授）
藤本　眞一（広島女子大学生活科学部・助教授）

[研究目的]

母子健康手帳は、戦時中の妊産婦手帳創設の時以来、母子の疾患の予防や健康の保持増進に大きな役割を果たしてきたが、その時々における活用の状態や効果に関わる実績についてはこれまでに研究がなく、それぞれの当時の記録もほとんど残されていない。また、数回にわたる改正に際しての研究報告はあるが、その改正による効果の判断についての研究はなく、経緯についての客観的記録も乏しい。

このように、母子健康手帳についての評価は高いが、現時点で実証し、記録に留めておかないと資料が散逸してしまう怖れが大きい。また今後、母子健康手帳を改正する際、これまでの改正効果を判断しながら現行の手帳の評価をしておくことが必要であり、さらにそれに基づいて使い勝手のよい有効な手帳に改良していくことが必要である。そこで本研究班では、以下の2課題を研究計画に設定し、調査研究を実施した。すなわち、(1)母子健康手帳の変遷に対する歴史的レビュー、(2)現行母子健康手帳の評価とさらなる活用に関し、国際的視点も交えての研究について実施した。なお、厚生省の実施したSIDS予防キャンペーンの保護者への普及状況についても、(2)の調査にあわせて行った。

[研究方法]

(1) 第二次大戦直後の「母子健康手帳」創設期の関係者よりの聞き取り、個人的に保管している資料を中心に座談会を開き、その記録を中心にまとめた。

(2) わが国で50年以上使用されている母子健康手帳を保健医療提供側および利用者の立場から評価することにより、21世紀にふさわしい「母子健康手帳」のあり方にについて検討するために、以下の項目について調査方法や具体的な調査票のモデル案を策定した。

- ①母子健康手帳の利用度調査（書込率・持参率・紛失率など）
- ②母子健康手帳の周知度（内容の理解・読了経験など）
- ③母子健康手帳に対する意識（母子健康手帳への満足度・不満な点など）

本分担研究は、直接住民を対象としていないため、特に倫理的問題は生じない。しかし質問票の作成にあたっては、プライバシー保護など倫理面には十分な配慮を行った。

調査対象は、平成11年11～12月において、横浜市、新潟県、岐阜県、静岡県、広島県（地方自治法施行令で特に指定されている広島市を除く）及び広島市内231の市町村・区において1歳6か月児健康診査を受診する保護者のうち、この調査に同意する者とした。具体的には、保護者へのアンケート形式とし、母子健康手帳に関する事項やSIDSに関する保護者の意識と厚生省キャンペーン後の育児環境の変化に関する事項について、A4判2枚分の合計16問の質問票を作成し、記入を求めた。記入方法については、健康診査受診勧奨通知を事前に連絡する市町村においては、健康診査連絡に同封し、回答の上健康診査時に封に入れて持参したもの回収した。健康診査通知を連絡しない市町村においては、健康診査の待ち時間の間に記入を求め、その場で封筒に入れ、回収した。

[結果と考察]

1. 母子健康手帳の変遷に対する歴史的レビューに関する研究

本研究は、昭和23年に制定され今日に至っている「母子健康手帳」の起源を探求し、これからの方針に寄与する事が目的である。しかし、すでに半世紀を経て記録は少なく、母子衛生課当時の関係者の記憶や、また個人的に保管している書類などを参考にして本研究を行うこととした。なかでも、初代母子衛生課長で「母子手帳」の生みの親である瀬木三雄の著書は貴重で、晩年瀬木の下でともに研究した依田の資料、瀬木の後輩で「母子手帳」の研究をしている本多の資料などを参考とし、更に当時の母子衛生課職員の座談会を中心としてまとめた。当時は、連合国軍（GHQ）に占領されていたから、母子手帳の作成にあたっては常にGHQからの指示があった。それに対して瀬木は、常に学者として毅然とした態度で望み、わが国の中心的な産婦人科医と小児科医の意見を取り入れて、世界に類を見ない「母子手帳」を作った。戦争中には物資の配給のよりどころとなった「妊娠婦手帳」に始まって、この「母子手帳」は戦後の混乱期に、妊娠中の生活や育児に自信と希望を与えるのに大きく貢献した。そして「母子手帳」は広く国民に受け入れられたのである。なお、当時作成した映画「母子手帳」のフィルム入手できたことは幸いで、これによって戦後の時代の母子の様子を知ることができる。

2. 現行母子健康手帳の評価・利用状況、SIDSに関する調査

母子健康手帳の既読率・記入率とも、日本の識字率の高さに合わせていずれも9割5分

以上の高率であった。医療機関へ手帳を持参する率は、約 2/3 であったが、今後医療サービス提供にあたって手帳利用の促進を図るとなれば、何らかの工夫が必要であろう。手帳の紛失経験は、1 % 未満と予想以上に低かったが、逆に言えばそれだけ大切に保管され、利用されていないとも解釈できる。手帳で役に立った部分は予防接種が 8 割以上と際立つて大きかったが、予防接種に関する記録として活用するならば、小学校入学以降の 6 歳以上の部分との連携が必要不可欠であり、学校保健分野との連携・調整が重要な課題となる。手帳の利用しやすさでは、使いやすいとした比率が上回っているといつても、どちらとも言えないが最も多いことを十分に認識し、今後予定される利用者の立場にたった改訂が望まれる。具体的な改訂希望では、少子化・高齢化・核家族化時代を反映してか、子育てに関する情報や父親の育児に関する事項の記載を求めるものが多かった。手帳の記載内容については、妊娠・出産・育児の時期を通じて少しずつ記入されている割合が減少していく傾向が観察された。また母親自身の歯科保健に対する意識が低く、今後特に啓発していく必要性があると考えられる。

SIDS のリスク・ファクターに関しては、日本では特にうつぶせ寝があまり普及しておらず、あおむけ寝が 2/3 をしめており、母乳栄養も 2/5 であった。喫煙については、父母揃っての喫煙者は 2/5 であった。SIDS の知識は、9 割以上の保護者が認識しており、関心が高いことを示している。また、4/5 の保護者がリスク・ファクターについて知識を得たことがあると回答しており、厚生省キャンペーンを展開し始めた時期に、およそ半数の保護者が何らかの形で情報を得ていることから、厚生省キャンペーンは、一応の効果があったと言えよう。しかし情報入手方法として、マス・メディア関連が多く、特にテレビでの情報入手が多かったことは、情報が直感的・表面的に伝播される恐れがあり、キャンペーンの広報手段についても十分に検討が必要である。その一方で、母子保健行政機関である市町村や保健所からの情報入手が著しく低かったことは、その機関の母子保健サービス提供上の役割について、今後十分に検討する必要がある。また保護者が SIDS のリスク・ファクターを知った後に育児方法を変えた事項で最も高かったものは喫煙環境であり、母乳栄養に関しては、母乳不足等の保護者側の努力だけでは改善できない要因もあるので、なかなか改善が困難とも思われる。

平成 11 年度厚生科学研究（子ども家庭総合研究事業）
日暮班「母子健康手帳の評価とさらなる活用に関する研究」
分担研究「母子健康手帳の変遷に対する歴史的レビュー」
分担研究者 巷野悟郎、福島正美 こどもの城小児保健部

研究要旨 本研究は昭和 23 年に制定され、今日に至っている「母子健康手帳」の起源を探求し、これからの方に寄与することが目的である。しかしすでに半世紀を経て記録は少なく、母子衛生課当時の関係者の記憶や、また個人的に保管している書類等を参考にして本研究を行うこととした。なかでも初代母子衛生課長で「母子手帳」の生みの親である瀬木三雄の著書は貴重で、晩年瀬木の元でともに研究した依田の資料、瀬木の後輩で「母子手帳」の研究をしている本多の資料などを参考とし、更に当時の母子衛生課職員の座談会を中心としてまとめた。当時は連合国軍（G H Q）に占領されていたから、母子手帳の作成に当たっては常に G H Q からの指示があった。それに対して瀬木は、常に学者として毅然とした態度で望み、わが国の中心的な産婦人科医と小児科医の意見を取り入れて、世界に類を見ない「母子手帳」を作った。戦争中には物資の配給のよりどころとなった「妊娠婦手帳」に始まって、この「母子手帳」は戦後の混乱期に、妊娠中の生活や育児に自信と希望を与えるのに大きく貢献した。そして「母子手帳」は広く国民に受け入れられられたのである。なお当時作成した映画「母子手帳」のフィルムを入手出来たことは幸いで、これによって戦後の時代の母子の様子を知ることが出来る。（敬称略）

見出し語—母子手帳 母子健康手帳 妊産婦手帳 妊産婦保育指針 G H Q 母子衛生課 体力局
公衆衛生局 妊娠月数 瀬木三雄 近藤宏二 映画母子手帳 妊娠届 配給制度

A 研究目的

国の文化程度の指標と言われる乳児死亡率は、ユニセフ発行の「世界子ども白書」によると、世界最低の域に達している。1998 年は 3、4 で、今もって 170 から 180 という国々があることを考えると、日本の現状は恵まれているということにつきる。しかしこれも流れを見ると、1920 年代は 170 であり、半世紀前の戦後 1946 年は、ようやく 70 という乳児死亡率であった。戦後という時代が背景にあったから、なお高率であったが、その後は 10 年刻みに乳児死亡率は半減し、1976 年（昭和 51 年）には一桁台に達したということは、その間の政治・経済・文化の発展に寄与するところが大きいが、日々の生活面では、育児情報とその受け手である親の育児知識や、育児技術などでの毎日の育児に負うところが大きい。

そのようななかで、昭和 23 年に児童福祉法が制定され、母子手帳制度が発足されたことの意義は大きい。小冊子であるが、その中に夫々の子どもの妊娠中から出産、その後の発育経過、健康状態、予防接種などが記載されるのであるから、親は折に触れて子どもの様子を客観的に眺めることができる。その結果これから自分の子どもに、何をしなければならないかという問題をいつも整理し、行政組織や医療機関とのかかわりのなかで、

よりよい育児を目指していくことができる。

最も身近な「母子健康手帳」（昭和 41 年から改名）の果たす役割が、重視されるようになったと言うことが認められてから、今では諸外国からも注目されている。そしてすでに各国語に翻訳されて、日本の「母子健康手帳」は国際的に飛躍してきている。

このような状況で、極めて特徴のあるこの母子健康手帳が、戦後の状況のなかで、どのような考え方で制定され使用されるようになったかということを整理し、記録するということは、これから母子健康手帳のあり方を考えるうえで貴重な資料となることであるし、また発展途上国などでこれから利用するためにも参考となるであろう。

母子健康手帳が制定されてから、すでに半世紀を経過しているので、資料の散失も多いし、また当時かかわった人達も数少なくなってきたので、このような作業は急を要することである。これが「歴史的レビュー」というテーマで本研究を行う理由である。

B 研究方法

「妊娠婦手帳」から「母子手帳」へと発展して交付されるまでの時期は、日本が最も厳しい戦争及び戦後の混乱期であった。従って当時の記録や

文献・資料などで求めることは難しい。そこで当時の関係者が個人的に保存していた書類やその他の印刷物に依存した。殊に母子手帳の生みの親とも言われ、G H Q（連合軍総司令部）の支配下にある母子衛生課の初代課長である瀬木三雄が保存していた資料は貴重である。瀬木は厚生省を退職後東北大學公衆衛生学教授として赴任し、定年退職後は瑞穂短期大学学長として後輩を指導されている間、同大学センターで妊産婦手帳、母子手帳などを中心とした厚生行政についての、研究や資料の整理を続けていた。そのときかつて母子衛生課に在職していた依田が呼ばれて仕事を手伝った関係で、当時の母子手帳の資料は、今回の研究に大切な役割を占めた。その他「母子手帳」作成当時母子衛生課に勤務していた職員から、直接当時の記憶を聞き出し記録した。既に半世紀を経過しているが、平成 11 年 12 月に一堂に会して約 3 時間の座談会を記録し活字にした。

本研究の内容は、座談会の記録を整理したものを中心によくまとめた。各人の記憶であるから不確かなところはあるが、全体として当時のどのような考え方で母子手帳が作られ普及したかという、全貌を把握することはできたと確信する。

母子手帳の内容やまた現場でどのように利用されていたかについては、当時作成された映画「母子手帳」のフィルムの現物が保存されていたので、これが有力な証拠となり、本研究で採用し当時の記録とした。

C 研究結果

厚生省研究「母子健康手帳の評価とさらなる活用に関する研究」の中の分担研究課題の一つ、「母子健康手帳の変遷に関する歴史的レビュー」として、世界に冠たるこの母子手帳が、どのようにして出来てきたのか、当時のことを記録に残すことの第一歩として、当時その作業を行った厚生省OBが一堂に会して、各人の記憶をたどってみることから始めた。

「母子手帳」制定に関与した職員の座談会出席者（所属はすべて当時の厚生省児童局母子衛生課）は、巷野悟郎（医師）、村松稔（医師）、橋本光男（事務官）、佐成正（事務官）、松原慶三（事務官）、依田和枝（助産婦）で、その他、本多洋（研究協力者一医師）、中村安秀（分担研究者一医師）、福島正美（共同研究者一保健婦）、宮下英一（英映画社社長）が出席した。

そこで、戦前から戦後の移り変わりのなかで、日本の母子保健がどのようになっていたか、そのなかで母子手帳はなぜできたかを、出席された方々の証言をもとにまとめた。

母子手帳については、当時の母子衛生課長瀬木抜きには考えられないわけであるが、その人柄なども影響していると考えられる。

母子衛生課が発足した当時の職員も、この分野において、殆どが素人のようなものであった。それだけに家庭的な雰囲気で、全員がよくまとまつていて、いろいろな経験をしたと言うのが一同の回想であった。

そのなかで瀬木は研究者のもつ毅然としたところがあったので、当時の小島徳雄児童局長から、ここは大学の研究室とは違うと言われたこともあるほどであった。アイデアマンで、気が短かくさっぱりとした面白い人であった。

妊産婦手帳から母子手帳へ

「妊産婦手帳」（資料 1）のできたのが昭和 17 年の戦時中で、その後戦争に敗れて厚生省の中に児童局、次いで母子衛生課が誕生する頃まで使われていた。

「妊産婦手帳」が考えられたときの瀬木の言葉を、村松は当時聞いた話として述べている。『「母性衛生」というものについて、それまでは「小児衛生」があるから「母性衛生」があり、子どもの方が主で、母親は従位であったけれど、それはちょっとおかしいのであって、母親と子どもは対等なはずである。そういう思想を持っておられたのである。それともう一つは、名前が思いだせないがイギリスのある女性の「save the mother」母を救えという題の簡単なパンフレットを先生が読まれて大いに感激されて、ひとつ妊産婦手帳を作つて見ようと考えた』と。

そしてこれも何回も聞かされていたのは「例えばある女性が妊娠をして医師の診断を受ける。そのときに、妊娠あるいは分娩のときの出血というのはその前歴があると繰り返しやすいから、次の出産では要注意だけれども素人の人はそんなことを知ってるはずがない。だから最初の妊娠、出産でそういう経験があつたり輸血が必要だったりしたら、その専門的なことを記録したものを本人に持たせておけば、次の時に医師に見せればよくその状況がわかつて、これは危険だから輸血ができるような施設に行きなさいとかいうはずだ」という考え方である。母性衛生に対する力点を常に強

調されていた。

そのような考え方で「妊娠婦手帳」の配布が始まったが、戦後は「児童局母子衛生課」となり、その頃から流れてきた一つの思想は、母と子を切り離して考えるのはおかしい。日本の慣行では出産後せいぜい一週間ぐらいまでは産婦人科で、それから忽然と小児科がでてくるのはおかしい。新生児死亡の原因などが妊娠中にあるものから増えてくるのだったら、なおのことその二つをつながらせなければならないということで、「妊娠婦手帳」と子どもと一緒にして、生まれる前からの記録にしようと戦後は「母子手帳」になった。とにかく母と子どものことを記録する母子手帳に拡大されたわけで、巷野はその業務にあたった。(資料2は母子手帳作成時のもので、スポンサーをつけることも考えられていた)

母子手帳

当時はすべての厚生行政は連合軍総司令部G H Q (General Head Quarters) のチェックがなければ動けなかったから、その妊娠婦の部分と新しくできた子どもの部分を村松が逐一英訳して、手帳の体裁のようなものに書きこんで、G H Qに持参して許可を得たのである。

そのときに直接手帳には関係ない医学的な論争も、アメリカの医師と戦わしたことがあった。例えば妊娠中毒症について、アメリカの医師は水を飲ませろというし、瀬木は水ぶくれしている体に、水は絶対にいけないといったトラブルもあった。

それでも結局は「妊娠婦手帳」から「母子手帳」に無事に移って、内容については細かいことを何かと指示されたが、大所ではそれほど干渉されなかつたという記憶がある。こちらから出した翻訳と体裁は結構だということになった。

しかし当時担当だったナイトという小児科医が興味ある発言をした。それは妊娠というのは女性個人にとって最もプライベートでパーソナルなことなのに、何でわざわざオープンにして役所に届けなければならないのかと。瀬木はこれに対して保健や医療の問題だから、もっと客観的に考えなければならないなど発言されていたが、ナイトはアメリカの平均的女性の立場からすると、疑問だといっていた。

なお細かいことでは、妊娠月数の数え方で、アメリカと日本では9カ月と10カ月とで食い違ってくる。これは日本では1カ月を4週間で28日と数える陰暦だからだと説明した。これはドイツ

から入った考え方で、アメリカとドイツの考え方の違いであった。妊娠中毒症の水の問題も、後にこだわりが残ったこともあった。

戦前に作られた「妊娠婦手帳」をモデルにして、「母子手帳」を作ったことについて、G H Qが何も言わなかつたことについて、戦前のものには米や砂糖の配給クーポンがついていて、それが大変魅力だったが、母子手帳ではそういう部分はおとして、本質的な健康に関する部分を新しい母子手帳に生かしたということで、とくに反対はなかつたという。(村松) 当時村松は英会話に堪能。村松が母子手帳を訳し、小池文英(整形外科医、後に整肢療護園長)は児童福祉法の母子衛生の部分を英訳して、G H Qの許可を得ることに大きく貢献した。

戦前の「妊娠婦手帳」については、本多の調査があり、次のようにまとめている。

昭和13年に厚生省が発足し、体力局ができた。これが昭和15年に開催予定のオリンピックを担当することになっていた。それが戦争のために中止になったので、国民の体力を増強する仕事の一部として、母子衛生事業を扱うようになって、体力局の施設課となった。そこに東大小児科から宇田川与三郎が医師の技官として迎えられた。瀬木はその体力局に東大の産婦人科から嘱託として入省した。そこで「妊娠婦手帳」が考えられた。その元となるのは、瀬木が前から主張していた「妊娠登録制」という考え方である。これは後にG H Qにいわせれば、プライバシーがさらされるということになるのかもしれないが、妊娠中の健康を第一に考えれば、全部登録して妊娠中のケアを受けさせることの目標があったのである。

そこで予算の申請をしたが、最初の会議は流れ、その後昭和17年に始めて「妊娠婦手帳規定」ができた。従ってこの妊娠婦手帳は、昭和17年から22年の児童福祉法制定までのわずか4~5年の間しか流通しなかつたのである。しかしその間、米が一日350g増配になるという特典があり、体力増強のための栄養補給ということで、この手帳に証明書をつけたことが手帳の普及に寄与した。

さらに瀬木は「妊娠婦手帳」に付随して出産申告書を作った。いわゆる出産の届出は民法で決まっていたが、出生時体重とか健康状態などのメイカルな記録の届け出は無かつた。そしてまだ現在の出生証明書の形も無かつたので、これで死亡と婚姻と出生といった人生の届けのなかに、非常に

画期的なメデイカルレコードが加わったのである。

その後瀬木は昭和 22 年に初代の母子衛生課長に就任した。東大産婦人科の「同窓月報」の資料によると「昭和 22 年、私が厚生省母子衛生課長のとき、妊産婦手帳のシステムを子どものほうにも extension することを考え、児童福祉法によって「母子手帳」と改名した。当時停電の続く東京の家で、ローソクの光でこの采配をした。焼け残った日比谷の森に上がる太陽をみながら、徹夜の児童福祉法が案文されて、大蔵省での昼夜を通しての予算交渉など徹夜の仕事も体験した。云々」と書かれている。

また「このとき私の提案で出生証明書をつくった」と書かれて、妊産婦手帳には出産申告書という形でついていたが、母子手帳のときから出生証明書というシステムに変わってきた。「戦前には分娩の際、医師または助産婦はなにも書類に関係する必要はなかった。死産の届け出制度はアメリカの GHQ の申し入れによって、瀬木が事務担当者として昭和 22 年に作成した。それ以前は埋葬許可を得るために死産証書を出すことが規定されていたが、正規の届け出制度ではなかった。」その後いわゆるボツダム条例でそれが政令化されたのも、瀬木の骨折りだったのであろうと本多は述べている。

さらに昭和 25 年、この「死産の届け出に関する規定」は、日本独立後正規の法律となり、出生・死亡・死産など、人口動態関係の届けのうち、婚姻と離婚を除くこの 3 つの届け出にすべてメデイカルレコードが伴うようになったという記載が、同窓月報のなかにある。

その出生に関して出生証明書を出すわけであるが、母子手帳を作るときに、出生証明書を出したということを母子手帳に「出生届出済証明書」として載せるようにといふことが、アメリカから指示された（巷野）

「妊産婦手帳」は戦前戦後医学的にはあまり活用していなかった。そこへ児童局ができる瀬木課長になってから、もっと力を入れなければいけないということで、「母子手帳」と新しく名前をえて生まれた。

その「母子手帳」が瀬木の発言でできることになったときに、局として反論もなく、みんな賛成した。

当時国にはお金がなかったようで、母子手帳をつくるためにどこか民間からお金を集めてやると

いう話が出た。その頃妊婦はおよそ 1 年で 250 万人ぐらいなので、すべてそれで計算をした。手帳を作るには相当の予算が必要となる。でもなかなか予算はとれなかつた。そこで当時の母子手帳の裏面に、藤沢薬品・和光堂・塩野義と記録があり、広告を入れようとしたことがある。しかし結論としては入らなかつた。（巷野） 当時広告がわりに募金をして費用を作ったかもしれないが、結局国が全額出したのだと思う。（橋本）

あの当時なにかといふと、いろいろ計算をした。例えば単価が 1 人いくらになるとか、ミルクがないから、牛 1 頭分の乳量から年間何万石とれるから何人分とか計算することが多かつた。

母子衛生課と GHQ

戦後児童局母子衛生課が誕生するまでの経過及び歴代の課長は資料 1 の通りである。

当時母子衛生課に助産婦として勤務していた依田保健婦養成所第 1 回卒業生（昭和 18 年度）は、瀬木が晩年勤務した瑞穂短大のメデイカルセンターで仕事を手伝っていた。そして瀬木の没後資料を整理したので、瀬木を最もよく知っている一人である。

瀬木は厚生省を辞める少し前に統計調査部に出てそこで定年を迎える、東北大学公衆衛生学部の教授になる。そこを定年後眼科医の両親が創設され、眼科医の兄が初代の理事長だった瀬木学園の理事長をつがれ、その後瑞穂短大の学長になった。今の瀬木学園の理事長は姪の瀬木和子である。今回の資料についても、現瀬木理事長から了解を得て依田が持参した。

昭和 18 年の「妊産婦保健指針」を村松は全部翻訳した。

瀬木は仕事の中身には医療面が入っているのだから、事務官でもある程度の知識を持たないと困るとよく言われた。その一環として、東大病院の産科の手術室にいきなり連れていかれ、手術を見学させられた。（佐成）いかに事務官に対して、気を使っておられたかである。もう一つ瀬木は母子手帳に補助金が出るようにしたかったが、大蔵省はそういう気がなかつた。法律にはのらないし、政令にもなっていない。様式は告示するということで省令となってしまった。しかし地方にそれだけ権限が移されたわけだし、予算はとれなかつたけれど新しい時代の先取りであったという。

あの時代母子衛生課には法律事務官がいなかつたから、反対があったかどうかはわからない。し

かし事務官は分野も違うし、予算もとれなかつたので、対抗するなどできなかつた。橋本はその狭間にいて、たいへん苦労した。それがよかつたか悪かつたかの評価はこれから問題だが、沢山の「母子手帳」を一度に納入されて県に配るということはないわけであるから、省令で決められたといふことも、それなりに地方は、それで納得したわけである。(佐成)

それと当時は非常に資源の乏しいときなので、紙は割り当てで、その算出基礎で何がいくらかといふのを算出して、今の経済企画庁、昔の経済安定本部に提出して紙の配給を受け、母子手帳を作った。(松原)

児童局ができたときは3課で、企画課・養護課・母子衛生課、あとで保育課が加わって4課だったが、児童局のねらいはあくまでも子どもであった。殊に問題になったストリートチルドレンや花売り娘とかシューシャインボーイとか寿産院事件などがあつて、そういうところにフォーカスがあつてゐるなかで、たつた一つ医学的な母子衛生課は、はつきり言うと母子衛生の本体としてはちょっと異物がついているようなわけである。そのうえ内容はすごい医療的なものだから、事務の方はあまり手だしも口出しもできないで苦労された。そのため母子衛生課は公衆衛生局にあるべきだという議論もあった。(村松)それにはメリットもデメリットもあり、母子だから児童局という説と、医者のことだから公衆衛生局という二つの説があった。そういう意味で事務官は、直接内容のことにはタッチしていなかつたのかもしれない。だからドクターナイトともめたというのも知っていたが、中身は瀬木も語らずわからなかつた。相當に意見の食い違いがあつて、減点失点になつたようである。(佐成)

また瀬木はほかのことはいいけれど、ここだけは譲れないとなると、最後まで突っ張られた。あの当時GHQの係官に最後まで突っ張れるのは珍しかつた。ナイトという小児科の医者は非常に感情的な人で、真っ赤になるので危ないなと思って見ているのだが平氣であつた。それで結局母子衛生課長を辞めさせられて統計調査課に行かれたと聞いた。しかし譲ることもあってよかつたのかどうかわからぬが、当時は盾つくとか反論を述べることが難しい状態だから、その辺の評価はあつたようである。

ドクター・ナイトは例えば東京都立駒込病院に行

つて「疫痢」は「カルシウム」の不足が原因と言われたり、ミルクの消毒についても、オイルキヤンメソッドと言ってアメリカのインディアンがやつたように、朝、空き缶の中に入れて煮沸消毒してそのまま置いておく、今の次亜塩素酸ソーダの液に入れておくというような方法を、日本中やれといわれた。巷野は日赤に連れていかれて、そこで消毒はこうするようにといふ指令を出せと言われた。

助産婦の指導書の日本版を作るときに、アメリカには助産婦はあまりないから、取り上げ婆さん用のメモ書きみたいなものを見本を持って来て、このように日本でもやれといった調子であった。その頃村松は随分翻訳させられることが多かった。

「妊娠婦手帳」は瀬木が文部省からドイツに留学したときのハングルグで、その原型を見たことがあつて、それを手にいれたという。留学先のハングルグで私的な仕事でそういうことをやっているシステムがあつて、妊婦自身が自己の健康記録を持ち歩くのはいいことだから、これを日本にもと思ったと「同窓月報」に書かれている。

ついで「手帳」という親しみやすい表現をとることになったのは、当時厚生事務官だった伊藤一の着想による。伊藤は長く愛知県一宮市長をしておられた。この制度が長年を経た現在でも続いているのは、この「手帳」という名前がつけてられたことにもよるという。これが健康記録表という形であったならば、戦中または戦後のいつかの時代にか消え去つていたかもしれない」と瀬木の記録にある。(本多)

愛育会

当時産婦人科のトップに母性保護協会の久慈直太郎がいた。小児保健領域には栗山重信(当時東大小児科教授)、整形外科には高木憲次(当時東大整形外科教授、その後肢体不自由児施設整肢療護園長)、こういう人達は恐らく瀬木を全面的にバックアップしていたようである。

当時愛育会に小児保健部会と母性保健部会、栄養部会があつて、例会のときに厚生省から課長や代理が出席した。斎藤文雄を始め、その例会には大体東京にいる小児科や産婦人科の教授クラスの人達が集まつて、そこで厚生省から意見を求められたりしていた。例えばその後の「離乳の基本」などもそれが母体になって出来た。だからこの母子手帳を作るときは、随分とそこに意見を求めたのである。

久慈医師などは母子衛生課にしばしば来られたし、母性保健部会と小児保健部会の先生には随分お世話になったと、瀬木は述べている。

母性保健部会には瀬木は殆どレギュラーに出席された。村松はいつもついていたのでよく知っているが、とにかく偉い髭の生えた先生だらけで、久慈直太郎、安藤剣一、森山豊などまだ若い頃であった。瀬木は丁度その母性保健部会の幹事の先生方の次の弟子に当たる。瀬木がGHQで突っ走ることができたのも、そういう後ろ立てがあったからという感じがある。GHQはこの若い奴が何を反対するのかと、探ってみると後ろにドイツ流の面々がいるということになる。

例えば妊娠月数の考え方でも、始めはびっくりした顔をする。日本人というのはみんな10ヶ月で生まれるのかと、それは当たり前だと言うと、冗談ではない、みんなover dueだというのである。要するに一月の長さの考え方方が違っている。こつちは1ヶ月が28日、向こうは30日で言っているわけである。(村松)

巷野はおもに小児保健部会に出席した。やはりそこにはバックアップしてくれる大坪佑二、斎藤文雄がいた。当時内藤寿七郎はまだ若い方で、森山豊は瀬木と殆ど同じ。そういう後ろ盾があつたので、小児保健部会も母性保健部会も仕事が出来た。

映画「母子手帳」

母子手帳の交付・普及が昭和23年4月に各地で始まってから、これをPRしようという段階になり、「母子手帳」という映画を作った。近藤宏二(第2代母子衛生課長)は当時ラジオドクターで全国的な人気があり、医学知識の普及に力を入れていた。乳業3社がスポンサーとなって(近藤の著書)、英(はなぶさ)映画社が作成した。現在は宮下が社長になっているが、初代の社長高橋銀次郎にお世話になった。巷野が窓口になってシナリオを作り、あとは殆ど任せだった。今まで続いている英映画社が当時のフィルムを復元した。

(シナリオは資料3)

現社長宮下が英映画に入社したのは昭和37年で、この映画のことは知らなかったが、入社したとき、フィルムがメチャメチャになっていたのを、1年がかりで整理した。原版台帳では、残ってたこの映画は、フィルムのもととなるものの第1号であった。当時のフィルムはよく燃えるので、不燃化しようという運動があるけれど、一度にやる

とお金がかかるので、だんだんにやっていて、他のフィルムは処分してしまっていた。

たまたまこの「母子手帳」のフィルムは、上映用のポジフィルムで一本あったので、それをイマジカというところでビデオにしてもらった。かなりフィルムが痛んでいたので、イマジカの技術でも見苦しい点が結構ある。「母子手帳」を作つてから10年後に会社は英語版の「日本の母子衛生」という映画を担当したが、それと比べても映画「母子手帳」は隔世の感がある。当時の日本は現在の発展途上国並だったということを痛感する。こういうことが記録・整理されていなかったということなので、今のうちに映像とか放送などの素材をまとめておいた方がよいような気がする。(宮下)

映画「母子手帳」の内容は、今的小児科から考えると、随分古典的なものである。「母乳を時間で飲ませる」とかいいろいろ出てきている。このシナリオの編集後記を見ると、この小冊子は母子手帳を印刷した錦光堂の好意によってできたものとも書いてある。母子手帳は錦光堂が全部刷ったのであろうか。しかし当時のスタッフはあまり記憶にない。シナリオ版には今流にいうと、コマーシャルがあちこちにでている。シッカロール・明治・森永・和光堂など後ろに広告がのっているが、これについては近藤宏二が活躍したようである。小冊子の発行は昭和23年12月とあり、母子手帳はその年の4月から配布されている。

ナレーターは村岡花子、出演者は三橋達也。当時一流の人達である。そして昔ながらの日本語を使っている。今だったらミルクを「あげる」と言うが、「やる」という言い方をしている。今の日常会話とは隔世の感がある。

映画に出てくる妊娠という字、妊の字が女偏に任で、昔は人偏があった。しかしこの昭和22年の神奈川県妊婦手帳には人偏がない。

今回、厚生省からこういう課題での研究班が出来たことを機会に、埋もれていた当時の映画を探し出すことが出来た。

母子手帳

中村は、インドネシアの人達が日本の母子手帳を見て、こんなにいいものがあれば、ぜひ自分たちの国でも使いたいということで、インドネシアバージョンの母子手帳を作った。それは平成9年(1997年)で、実際にはインドネシア版母子手帳は平成5年(1993年)頃から始めていた。インドネシアの人たちも同じような熱気で、夜遅くまで頑

張ってやっていた。日本の母子手帳ができるまでのいきさつと同じである。昔の「母子手帳」で、手書きのガリ版刷りの粉ミルクの配給手帳がのっているのを見せると、日本はこんなに貧しく、決してお金も沢山あるわけではなかったときに、一生懸命つくったということに途上国の人達は感動したのを見た。このような記録は若い人にも話すべきだと思う。(中村)

そこで事務のことについて述べると、「母子手帳」ができて昭和 23 年 4 月に配布されてから、各県では早いところもあるし、全く動きの悪いところもあった。その後いろいろの県の出身者聞くと、23 年に手にしている人もいれば、27 年 28 年になっても母子手帳を見たことがない人もいたという。母子手帳はサンプルみたいにできて、その後のケアがなかったからであろう。たとえば国が出ていって「母子手帳」はどうなっているか、どのように活用されているかというような監査というようなことをやった記憶がない。それは当時の厚生省の怠慢かもしれないが、どうも記憶にない。やはりもう一奮発しなければならなかつたかと思う。当時としては非常に重要なことが行われるはずだったのだから。(佐成)

その頃定期健診が始まった。これには保健所が非常に強力に動きだした。保健所という制度は戦前からあって、依田は第 1 回の保健婦養成所の卒業生である。

昭和 23 年頃に、G H Q がモデル保健所を杉並と豊中に作ったとき、杉並の方に母子衛生課の人もいったと思うが、全国の医者を集めてトレーニングして、こういう保健所を全国に作るのだと映画も作っていた。杉並モデル保健所に G H Q の映画というのがあって、村松は当時その係で苦労した。石炭ストーブはあるけれども中身がない、明日全国から人を集めながら、今夜中に必ず石炭を用意しろと G H Q に言われ、一晩中石炭を探してひどい目にあったという。杉並モデル保健所の機構は 4 課 1 7 係で、所沢が農村型で杉並が都市型だった。そういうモデル保健所があったので、そのようなところから、母子手帳が動き始めたかもしれない。(村松)

その頃 1~2 回日本中の医者を集めて、そこで母子手帳についてどこまで細かく取り上げられたかわからないが、「母子手帳」の話をしていたという。

この「母子手帳」の交付は、地域によっては役

場の場合と保健所の場合と両方あった。だからそういう点での統一がなかなか全国的には出来なかつたようである。村松は予算の関係があつたのであろうが、「母子手帳」の最初の頃には、その地域の市町村の市会議員とか、議員さんの写真を入れるというような考えもあったような記憶があるという。本多は 30 年頃に実際に入れたのを見たことがあるという。それはすぐに止めになつたそつだが残っていたら探したいものである。

今回の座談会のために上京するとき、依田は瀬木の姪から「叔父は亡くなる 2、3 年前に、私としては母子手帳を作ったのは、あくまでも個人の母子の成長というものに重点をおいての手帳ということでやつた。それなのに最近は手帳の内容が、厚生省のほうで統計をとるためとか、何か研究するための資料にするとかいうものに変わってきたような気がする。それは非常に残念なことだと言っていたので、もしお話しが出たらそのことをお伝え頂きたい」と言われてきた。瀬木は今年平成 12 年で 17 回忌になるから、その 2、3 年前だと今から 20 年前のことと、「母子手帳」から「母子健康手帳」に変わつたあたりのことを言つてゐるのだと依田は言つてゐる。

それは統計をとつたりして、国全体の公衆衛生や母子保健の向上に利用しているということであろうが、瀬木にしてみれば、自分のねらいとちょっと違うということである。そういう統計の方に重点がおかれて、自分が考えた本来の目的が薄れてしまつてゐるということである。当時の「妊娠婦手帳」は、瑞穂短大のメデカルセンターにあり保存状態もよい。

資料 1 は昭和 22 年 3 月の妊娠婦手帳で、ボロボロだが書きこんであつて実際に使つたもの。配給の記録が入つてゐる。特配はお米と砂糖、さらしななど衣類。妊娠していなくても欲しいものであった。

昭和 22 年というのは丁度終戦になつて翌々年であるから、実際にはその頃「妊娠婦手帳」は殆どなかつた。しかし神奈川県や名古屋市で残つていた。そして児童福祉法ができるまでの「妊娠婦手帳」というのは、実際にあまり活用されていなかつた。昭和 23 年に児童福祉法が制定され「母子手帳」ができた。それまでの「妊娠婦手帳」は各県で、配給では随分利用されていた。配給が必要なので各県で作られていたのである。戦争中のものが地方に残つてゐるものもある。

その「妊産婦手帳」当時の妊婦届け出数というのがある。昭和 17 年 2,056,000、18 年 2,576,000、19 年 1,946,000、20 年は 1,632,000 となっていて、これだけ手帳が発行されていたことになる。

「母子手帳」もいまや世界的になった。現在は七種類もあり、タガログ語もある。

瀬木は一時死産届を手がけておられて、フェルプスという人を相手にして、曾田と仲良く仕事をしていた。フェルプスという人は面白い人で、朝 8 時半から夜の 8 時までいるので有名であった。そのフェルプスが人口動態の届け出の係で、戦前の日本は出生・死亡を全部法務省関係の戸籍係でやっていた。それが G H Q にフェルプスが来てから、どうせ届けが出るのなら、従来の戸籍系統と、もう一つ死産を加えて保健所を経由すれば、子どもの出生・死亡・死産がつかまえられる。そこで死産届を作るということで、村松はフェルプスと内容を翻訳しながら話しあった。だから戸籍には出生・死亡・婚姻・離婚は記録されるが、死産だけは戸籍にのらず、保健所を経て厚生省にまであがっていくわけである。また出生・死亡届用紙の下に出生証明書と死亡診断書の記入欄がついた。それ以前はつかなかつた。上の部分が戸籍系統で、下の部分は公衆衛生系統、それを一緒にしたわけである。これらはフェルプスと瀬木と曾田達の合作である。はじめ法務省は非常に反対していたが、厚生省が G H Q の力を借りて、どさくさにまぎれて権限をもつていったということになる。

瀬木は宮城県の出身で、当時宮城県のガンの登録制度 Registration は日本で最高だった。もう一つ瀬木が得意だったのは、6 つの都道府県の衛生部に母子衛生係ができたことである。東京・神奈川・京都・大阪・福岡ともう一つ。地方の県レベルに母子衛生課に匹敵する母子衛生係が生まれた。しかし残念ながら間もなく消滅した。

なお瀬木自身が昭和 50 年に「手帳保健制」と題して、5 回にわたって題名「母子衛生の胎生期」を「産婦人科の世界」に連載された記事の項目と要点を付記しておく。

第 1 回 産婦人科の世界 Vol. 29 519~521

*大臣企画の研究会（瀬木は「妊娠届出で制による流早死産防止効果」について報告）

*始末書の一件（後年 G H Q が厚生省の衛生関係所管の局課長・地方庁衛生部長は医師であるべしとの覚書を発す）

第 2 回 産婦人科の世界 Vol. 29 661~663

*伊藤一事務官のこと（厚生事務官、終戦後静岡県経済部長、次いで愛知県一宮市長。「母子手帳」の手帳という表現を着想した。）

*ハンブルグでみた制度（医師側による妊娠または妊婦届け出で制、助産婦会による妊婦登録制、瀬木がハンブルグで見てきた妊婦医学記録携行システム、これらの少しづつ内容の違う三つがとけあって、妊産婦手帳の制度と形式がつくられてきた）

*配給制度の援軍（昭和 16 年 12 月開戦以後、食料の妊婦増配に対して「妊娠証明」の施行が必要になり、本来の医学的意義より配給欄が役立つようになつた。）

第 3 回 産婦人科の世界 Vol. 29 785~786、
*手帳予算戦後に継続（昭和 21 年度予算交渉の際、アメリカの介入はまだ微力。母子関係では手帳、乳幼児体力手帳、愛育会の 3 本を出したが、大人が生きるのに精一杯で弱者にはかまつておられない。妊産婦手帳はもともと産めよ増やせよの政策と密着して発生したので弱みがある。しかし配給欄が必要ということが重要な論拠となり、手帳予算は継続となる。22 年の予算では母子児童の問題は、アメリカ側の方の動きから重要な取り扱いを受ける方向にかわって来て、児童福祉法・児童局誕生の機運が発生した。）

*占領軍との出会い（昭和 20 年 9 月アメリカ側と厚生省側との始めての出会いに瀬木が出席、サムス大佐一後に准将と会う。その後サムス大佐より、妊婦が毎日水 1 リットル飲むように指示されたが、瀬木らはこれを拒否した。）

第 4 回 産婦人科の世界 Vol. 129 899~901

*死産届とポッタム宣言（ポッタム省令の形で昭和 21 年 9 月 30 日厚生省令 42 号で死産届が公布）

*出生証明書を提案（アメリカに出生証明書のあることを知り、出生届けに出生証明書—メディカルレコードを添付することになる。しかしその後法務省との共同告示に際し“出生時の母と子の健康”欄が削除されるが、出生時の体重は残り、これが未熟児・平均体重・体重分布などの問題に貴重なデータとなる）

*ヘルプス氏への追憶（昭和 20 年 11 月公衆衛生局に調査課ができる、やがて昭和 23 年 8 月に統計調査部に発展する。）

最終回 産婦人科の世界 Vol. 129 995~996

*女性代議士の活動（母子衛生課が出発するとき、G H Q より女性スタッフを課に迎えるようにとの

勧奨があり、福田昌子・金子光に懇請したが、承諾されなかった。両氏は後に社会党代議士として活躍。助産婦伊藤隆子・若林雪子が着任した。

*たどり着いた母子衛生行政（昭和 13 年 1 月 11 日厚生省設置。体力・衛生・予防・社会・労働の 5 局があり、このうちの体力局は、やがて産めよ増やせよの方針で人口局となり、この人口局母子課が、内務省時代からの母子保護施策を行う一方積極的な母子衛生の一歩を踏み出す。終戦直前の昭和 20 年 5 月に母子課一課長安田巖一が廃止され、母子衛生の仕事は一時健民課一課長三木行治一に編入されたが、さらに昭和 21 年 5 月に「日本政府の保健及び厚生行政機構改正に関する件」の G H Q の覚書により設けられた公衆保健局一局長三木行治一のうちの栄養課一課長有本邦太郎一に席を置くことになる。

*七府県に母子衛生課（昭和 22 年の初冬に児童福祉法の案文が完成。同年 12 月 12 日法律 164 号として公布。これにより妊産婦手帳を出生児に延用することとなり、その名を母子手帳と改めた。条文の作成には、企画課長松崎芳信一後に日経連専務理事一の努力が特記される。七府県に母子衛生課を設ける人件補助費が通過し、母子衛生課がおかれる時代もあったが、その後機構変更で、東京都以外は姿を消した。

瀬木三雄：母子健康手帳—30 年のその歴史をかえりみて、産婦人科の世界、24 卷 6 号 685～687（昭和 47 年 6 月）

瀬木三雄：日本における「母子衛生」の発展（1）産婦人科の世界、9 卷 1 号 195～207（昭和 31、1、）

瀬木三雄：同上（2）9 卷 4 号 418～424（昭和 31、4）

瀬木三雄：私の厚生省母子衛生課長時代（昭和 22～23 年）：母子衛生行政初期頃の話 母子保健 No. 224 母子衛生研究会（昭和 52 年 12 月）

近藤宏二 同上（昭和 23 年～24）母子手帳と肢体不自由児施設 同上 No.225 同上

厚生省児童局母子衛生課編：日本の母子健康手帳 保健同人社（平成 3 年 12 月）

その他参考とした資料

本多 洋：母子健康手帳の変遷とその時代的意義について 助産婦 39 卷 3 号 5～12 1985

依田和枝：瀬木先生と妊産婦手帳 平成 6 年 5 月 20 日講演（瑞穂高等学校）

大林道子：助産婦職能の変遷を探る 瀬木三雄

氏と母子衛生 助産婦雑誌 Vol. 40 No. 6 514～525（1986, 6）

大林道子：国民優性法成立に瀬木氏は関係せず 同上 Vol. 40 No. 7 619～625（1986, 7）

大林道子：瀬木氏と妊産婦手帳 同上、Vol. 40 No. 8 715～721（1986, 8）

大林道子：ドイツでの体験を妊産婦行政にいかした瀬木氏 同上 Vol. 40 No. 9 812～818

大林道子：G H Q による瀬木氏の母子衛生課長解任 同上 Vol. 40

No. 10 922～929（1986, 10）

D 考察

母子健康手帳という小冊子が世界で注目されるようになったのは、わが国の母子衛生行政の輝かしい業績である。世界各国で夫々の言葉に翻訳されて、この手帳の果たす役割は年と共に広がってきていている。このようなことに気づいたとき、「母子健康手帳」の前身である「母子手帳」がどのようにして日本に誕生したのかを知ることは、母子衛生の原点を探ることであり、今後の母子衛生のあり方を再構築するために、基本的な問題である。

本研究班は各方向から母子手帳をめぐる諸問題を研究することであるが、本分担研究は母子手帳の創世記を探ることであり、関係文書やまた当時の人達の言葉から研究を進め、概要を整理することが出来た。その結果、戦中戦後という大変な生活環境の中で、この母子手帳がどのようにして誕生し、母子保健と福祉の基盤を構築したかの一端を知ることが出来た。その結果を整理すると、一つの流れがあるので、その線にそって考察する。

母子衛生課の誕生

戦争中の「産めよ増やせよ」など当時の国の考え方や物資の配給など、具体的な目標で「妊産婦手帳」が発足している。これが戦後の「母子手帳」に連動するのであって、終戦後の厚生省に母子衛生課が設置されたことの意味は大きい。本来なら母子の保健、健康、病気の予防というような立場からすれば、一国の行政機構から保健関係の部署に設置されるところであるが、これが児童局に配置されたのである。母子衛生という保健は、福祉行政と協調がなければ実行することは難しい。それは人の一生の中で、母子ほど生活と密着している時はないからである。もし母子衛生課で医学の面だけから取り上げられて、そのような部局に設置されたとするならば、児童そのものは他の部局

では、福祉という一面だけになるから、全体像の把握は難しくなっていたであろう。そして母子衛生は医療のなかに埋没して、存在感がうすれてくれたであろう。

児童局の中に、母子衛生課という医療職を中心としたスタッフの集団が存在したことが、そして今までその形を保つてきていることの意義は大きい。

瀬木三雄課長の就任

戦時中の妊産婦の保健衛生に尽力された産婦人科医瀬木三雄は、多大な困難な中で母子衛生の基礎を作ってきた。戦後母子衛生課誕生と同時に、母子衛生課長として就任し、ここで長い間構想にあった母子衛生行政への情熱が、遺憾なく發揮されたのである。当時は些細なことでもGHQの指示によらなければならなかったのであるが、瀬木はしばしば相手を説得し、勇気をもって自説を遂行したりしながら、戦時中の妊産婦手帳を核として、これを「母子手帳」へと結実していったのである。うちにあっては事務官が多い行政の中で、技官の意見はなかなか浸透しないところがあったが、瀬木は母子の現状と未来像を、学術的な基礎にたった情熱で説得し、軌道にのせていかれたことが、瀬木の著書や同時代を過ごした人達の口から伺えた。

児童福祉法という法律のなかで、母子の保健が輝かしく展開してきたことの原点は、瀬木の母子衛生課長就任ということで道が作られてきたと思われる。

「母子手帳」の意味するもの

「母子手帳」は妊娠届や死産証明書、或いは母子に必要な物資の配給など、行政面での有益な項目があったが、健康な妊娠、出産、そして子育てということを母親から見たとき、これほど明解で母子の過去現在未来において勇気づけるものはない。

「手帳」という親しみやすい名前も、今から考えると国民の身近な存在とするのに貢献した。官民の格差の大きかった時代に、このようなネーミングが実行されたということだけでも、当時の母子関係の人達の勇気と実行に感謝したい。

そして妊娠中の経過が記載され、また出生後はわが子の発育経過が数値と図表で記録されるということは、妊娠と育児という経過のなかで、自信と勇気を与えるのである。

体重表に示されるわが子の体重や身長のカーブ

は、今の育児を考える上で一目でわかる健康の指標である。

戦後の物のなかった時代、そして片隅の存在であった妊婦と親子に、生きる勇気を与えた「母子手帳」が、現在発展途上国で受け入れられているということは、母子手帳の出発を見届けている今回の座談会出席者にも、新たな感激をもたらした。一方乳児死亡率が世界最低となったわが国では、この「母子手帳」が健やかな心とからだの成長に向けて、再出発しようとしていることは、時代の移り変わりとともに、母子手帳の意味が益々大きくなっていくようである。この研究班から生まれる知恵が結実し、発展していくことを期待したい。

E 結論

戦後の混乱期に厚生省が再編成され、妊産婦・乳幼児の福祉を再優先するなかで母子衛生が取り上げられ、諸制度のなかで「母子手帳」が育児や健康の道しるべとなった。戦後の妊娠出産育児が軽視されやすいときに、具体的に提示された「母子手帳」の現物は、人々に自信と勇気を与えたのである。戦時中は生活に欠くことの出来ない物資の配給のための手帳ということで目が向けられたが、結果的にはそれがお母さんの心のよりどころとなり、母子保健の基盤をかためてきたといつても、過言ではないであろう。現在は育児情報は巷に氾濫し過ぎているほどであるが、当時は「母子手帳」によって何らかの形で行政機関と連動していたから、これが母親達の自信となり、心のよりどころになったであろう。

ややもすれば子育ての現実は視界から見失われがちであるが、この小さな「母子手帳」を通じて、人々と共感していたことを、多くの人たちは回想している。

「母子手帳」がなぜ作られたのか、どのようにして作られたのかということについて、当時の文献や先輩の言葉、更に「母子手帳」の作成に直接携わった元母子衛生課の職員が一堂に会して、昔の雰囲気の中で、記憶の中から探し求めた言葉は貴重であり、これを後世に残すことが、私達の責務であるという言葉を記しておきたい。

「母子手帳」がつくられてから半世紀、現在の「母子健康手帳」を目の前にして、当時の職員の多くが健在であったことは、本研究をまとめるに当たって幸いであった。ご協力を感謝したい。

(敬称略)

厚生省・母子保健課の推移

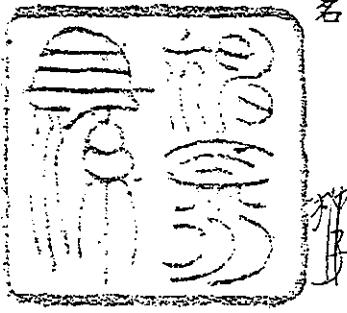
歴代母子保健課長（○数字は局長事務取扱）

昭和13年1月11日	衛生局	母子衛生課長	
		母子課	母子衛生課長
昭和18年11月1日		健民局	1 濑木三雄 昭和22・3・19～昭和23・3・10 ② 小島徳雄 23・3・10～ 23・3・27 3 近藤宏二 23・3・27～ 24・12・22 4 田波幸男 24・12・22～ 29・5・31 5 高部益男 29・5・31～ 30・8・23 6 若松栄一 30・8・23～ 33・7・10 7 松尾正雄 33・7・10～ 36・10・18 8 小西 宏 36・10・18～ 37・12・1 9 滝沢 正 37・12・1～ 40・6・1 10 萩島武夫 40・6・1～ 44・4・16 11 浅野一雄 44・4・16～ 46・7・16 12 島田 晋 46・7・16～ 48・11・21 13 本田 正 48・11・21～ 50・7・8 14 北川定謙 50・7・8～ 52・6・21 15 佐々木輝幸 52・6・21～ 53・7・27 16 福渡 靖 53・7・27～ 56・7・10 ⑯ 金田一郎 56・7・10～ 56・7・15 18 谷 修一 56・7・15～ 57・8・27 19 尾崎 明 57・8・27～ 58・8・1 20 小林秀資 58・8・1～ 60・4・1 21 近藤健文 60・4・1～ 63・6・7 22 高橋 透 63・6・7～平成元・9・11 23 高原亮治 平成元・9・11～ 3・7・9 24 田中慶司 3・7・9～ 5・7・16
昭和20年10月27日		母子課	
昭和21年2月7日 2月8日		保健課	
11月4日	公衆保健課	児童母子衛生課	
11月5日			
昭和22年3月19日	公衆保健局	児童母子衛生課	
昭和23年7月14日	児童局	母子衛生課	
昭和39年10月2日	児童家庭局	母子保健課	
平成6年7月1日	母子保健課		母子保健課長(平成6・7・1より)
			25 三觜文雄 平成5・7・16～平成6・7・12 26 土居 眞 6・7・12～ 7・6・30 27 松谷有希雄 7・6・30～ 8・7・2 28 北井暁子 8・7・2～ 9・7・1 29 小田清一 9・7・1～ 12・8・3 30 藤崎清道 12・8・3～

<資料 1 >妊娠婦手帳

妊娠婦手帳 氏名

神奈川県



昭和二年四月交付(第88號)

(有効期間
自昭和年月日
至昭和年月日)

登録番号	年	月	日	既往歴	石	既往歴	無	既往歴	無	既往歴	無	既往歴	無
診察料	検査料	手術料	出诊料	会員料	記入料	検査料	会員料	手術料	出诊料	会員料	記入料	検査料	会員料

氏名	年	月	日	出生年月日	責任者印
居住地					
世帯主					
氏名	年	月	日	出生年月日	
出産予定期	昭和	月	年	昭和	

一、丈夫ナヘハ夫ナカクヨリマス。妊娠中ノ衛生ニ心ガケテ立派な子ヲ生ミオ國ニツクシヤセウ。
 二、日光ニヨクアメリ。ホトヨイ運動ラジヨクルム。體ニ心モ清ラカニ保チ。ハゲシ仕事ハナ
 ル。ケト下サイ。大陰部引越シナドノ場合ニセ氣テツケルコトガ必成アス。ヨロコブ
 三、野菜や魚やナドヲヨリヨクト合セテ食ハル。ヨク治養多イモノナ食ヒ
 四、丈夫ダト思クテギテヨ。サブリノ起ツキキルコトガアマスカラ。毎月一回位ハ醫師力助産婦ノ
 診察ヲ受ケマセウ。少クレモ届田ノトキノ診察ノホリニ。五ヶ月六ヶ月隔ト八ヶ月カ九ヶ月隔
 ドノ二回ハ診察ヲ受ケテ下サイ。小便ニ血壓、血液ノ検査を受ケ、サブリガアツタラ早々治療ス
 ルコトガ大切テス。ルコトガ強カワタ。熱ガアタリ、血ドヨガシタ。恩ヤ腹ガ痛ンダ。ムクミ、シビレ共ノ他
 サブリガアルトキハ、早ク詔語ノ診察ヲ受ケルコトガ必要テス。
 六、脚氣、脇脹、心臓、結核、筋膜、腹膜、皮膚等ノアレル人又ハ既早死産ラ
 ジメニコトノアレル人ハ皆ニ氣ラツケテ醫師ノ診察ヲ受ケテ下サイ。復幕ノアル方テチ妊娠ノ初メ頃
 カラ充分治療スレハ健康兒ヲ生ムコトガ出来マス。
 七、ムクミガアントキ、小腿ニ蛋白ノ出ルトキハ特ニ注意シ。詔語不中ニ詔語の高血圧ガ必要テス。又
 胎兒ノ位置、骨盤ナドニ異常ガアリ其ノ他體ニ病氣ノアルヒテ。醫師ノ提議ニ従フア模ナシ。
 八、産期ニ近クナフタラ母ニ體ヲ清潔ニシ。トロナ。仕事ヲナシ。陣痛ガ起フタ。次第に醫師・助産婦ノ
 ハ五、六日位出ケタリ。ナシカニシテ。ヒトニ送信シトヲハレズ。营养ガ多クヨナムヤスイモヘア充分食マル
 ヨトガ必要テス。
 オ産後熱ガ出アリ。ナリモノガ多カフタリ。腹ガ痛ニダリス。トキハ早ク醫師ノ手當ヲ受ケテ下
 サイ。又産褥中ニ腫脹ノ惡ガッタ人ハ産後ニセ醫師ノ手當ヲ受ケテ下サイ。別ニ異常ノナイ場合
 パ入浴シマス。普通ノ生活ニ就ルハ四十日位アス。出産後二ヶ月間後ハ復帝ラヌルノガ宜シ。

<資料2>母子手帳

母子手帳について

お母さんと、赤ちゃんが大きくなつて学校へ行くまでの間に医師、助産婦又は保健婦について診察、検査、予防接種、保健指導等を受けたときはその都度この手帳に書き入れてもよろづ下さい。

妊産婦、乳幼児に対する特別の配給を受けるときは、この手帳が必要です。

3. この手帳は今後の妊娠、出産、育児等の参考になりますから流死産の場合でも大切に保存しておいて医師、助産婦に見せるようにして下さい。

4. 双生児(ふたご)以上の場合は市区役所、町村役場に申し出て別に母子手帳を交付してもよろづ下さい。

5. 妊娠でないことがわかつたときは、この手帳はお返しください。

6. 万一やむを得ない事情で破れたり、失つたり、余白がなくなつたときは、市区役所、町村役場に申し出てください。

7. この手帳は他人に貸したり、ゆづつたりしてはいけません。

その他母子手帳についてわからないことは市区役所、町村役場にてお聞き下さい。

NO.

母子手帳

昭和 年 月 日 交付
昭和 年 月 日 出産

子の氏名
母の氏名

保育院名



出生届出済証明

子の氏名	男・女
出生の場所	番地
出生の年月日	年 月 日
上記の者については 年 月 日 出生の届け出があつたことを証明する 年 月 日 市区町村長 印	

赤ちゃんが生れたときは、戸籍法による出生届を、出生地の市区役所、町村役場に届け出て上欄に出生届出済証明の記載をうけて下さい。

吉永食糧

(1)

妊娠の記事

妊婦の氏名 ふりがな	年 月 日生	変更届出 受付	責任者 印
		年 月 日	年 月 日
居住地		年 月 日	
		年 月 日	
世帯主の氏名		年 月 日	
		年 月 日	
出産予定日	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
いままでの出産の有無	回(現在生存している子供の数名) 無		
いままでの流産死産の有無	流産(3箇月まで) 有	回	無
	早産(死産を除く) 死産(4箇月から) 有	回	

(2)

最終月経初日 年 月 日		
診察検査 指標年月日	妊娠 月数	記事 診察検査の所見 保健指導の要領等を記入する
年 月 日		
医師 姓 助産婦 姓	住所 氏名	印
電話番号		
医師 姓 助産婦 姓	住所 氏名	印
電話番号		
(3)		
出産申告書		
市区町村長		
子の氏名	(男・女) (單双胎)	
本籍		
新生兒 年月日	年 月 日 午 前 晩 分	
在胎 月数	X	分娩後 死の生死
X 自然分べん開始・人工中絶		X 生死
出生時 の体重	X	性別 男女中の異常
出生時 の体重		X 出産の 場所
新生兒 の 保護者		新生兒 と 続柄
居住地		
分娩介 助者住 所氏名	X 医師 助産婦	印
備考		
出産申告いたします 住所 年 月 日 氏名		
(4)		

出産申告書について		
<p>1. 出産したときは出生の場合でも、流産又は死産の場合でもこの裏面の申告書を切り取つて所定の事項をかいて出産後十四日以内に居住地の市区役所、町村役場に届けて下さい。</p> <p>2. X印の箇所は出産を介助した医師又は助産婦が必要事項を書き、不要の文字を消してもらつて下さい。医師又は助産婦が介助しなかつたときは、申告者においてわかるだけ書きこんで下さい。</p> <p>3. 新生兒欄には出生の場合全部書いて下さい。流産又は死産の場合には氏名欄に「死胎」出生後届け出までに死亡したときは「死亡」と書き本籍欄は書き必要はありませんその他の出生の場合と同様全部書いて下さい。</p> <p>4. 新生兒の保護者欄には出生の場合のみ書いて下さい。保護者は親権を行なう者（親権を行なう者がないときは後見人又は後見人の職務を行なう者）の事です。</p> <p>5. 双胎児（ふたご）以上の場合は各児毎に一枚づつ申告書を出して下さい。</p> <p>6. 出産後出産申告までの間に母親が死亡したときはその旨及び死因を申告書の備考欄に書いて家族の方からお届け下さい。</p> <p>7. 出生の場合はこの出産申告書のほかに戸籍法に依り出生届を出して下さい。尚妊娠四箇月以後の死産の場合には出産申告書のほかに死産届書に医師又は助産婦の記入をうけた死産届を出して下さい。</p>		
(5)		

お産の記事		
分娩日時	年 月 日 午 前 晚 分	
在胎月数	ヶ月 自然分べん開始・人工中絶	
男女別	男 X 女 不明	分娩後 死の生死
体重	瓦(實)匁(匁)	
種類 分娩異常 有無	原因	
出 血	小量 中等量 多量 () 毫	
產科手術 種類 有無		
特別なる 児の所見 その他 参考、となる事項		
分娩 医師 助産婦 氏名	印	
(6)		

